

刈谷医師会に入会するまでの流れ

(新規開業予定の先生へ)

- ①新規に開業される先生で、刈谷医師会へ入会を希望される場合は、遅くとも開業予定日の6か月以上前までに、所定の「新規開業予定者申込書」、「履歴書(市販のもの、顔写真貼付)」、「医師免許証(コピー)」を当医師会事務局へ提出して頂きます。

上記の「新規開業予定者申込書」等を提出する際は、刈谷医師会館(3階医師会事務局)にお越しいただきます。(その際は事前に事務局長と日程調整をお願いします。)

- ②「新規開業予定者申込書」などが医師会事務局に提出されると、刈谷市内で開業される場合は北中南の地区別に、また、知立市と高浜市はそれぞれの地区の全会員に情報提供を行い、意見を聴取します。

- ③上記で出た意見も含め、第1回入会指導委員会を実施します。

(入会指導委員会委員長と事務局長・事務局長補佐とで、開業希望の先生と面接。また、臨床検査センター職員から補足説明をいたします。 所要時間はトータル1時間位)

- ④上記の第1回指導結果を医師会理事会に報告します。

- ⑤開業の2か月前までに、第2回入会指導委員会(開業ガイダンス)を実施します。

(医師会の会長、副会長(3地区)及び事務局長・事務局長補佐の6人で、開業希望の先生と面接。また、指導委員会後、医師会事務局から事務的な手続き等について説明をいたします。 所要時間はトータル2時間位)

- ⑥上記の第2回指導結果を直近に開催される医師会理事会に報告します。

- ⑦第2回指導委員会後、速やかに医師会会員情報システム MAMIS (Web) にて入会申請 (MAMIS 未登録の先生は、利用者登録から) を行ってください。その際、申請内容に不備等がある場合は医師会事務局より「差戻」をさせていただきます。

- ⑧MAMIS にて適正に申請された「入会申込」を理事会に諮り、入会の可否を決定します。

- ⑨理事会で承認されましたら、医師会事務局がMAMIS 上にて承認します。また、医師会事務局から入会金の支払い等事務的な手続きについて連絡させていただきます。(担当：事務局長補佐)

なお、入会指導委員会は、原則として毎月(8月を除く)第2週と第4週の金曜日に開催される理事会の日に(午後2時半頃から)行いますが、委員長の都合により変更する場合がありますので予めご承知おき下さい。

また、上記の○か月前までにというのは、あくまで目安ですので、場合によってはさらに早まることもあります。

開業日から逆算してタイミングの合う理事会に諮ることとなりますので、予めご了承ください。以上が全体の流れですので、参考にしてください。

なお、今後の日程調整や連絡事項は、下記のメール、または電話 0566-22-1622 まで

お願いします。

Info2@kariya-ishikai.or.jp